

環境厚生常任委員会

日 時 平成26年3月7日(金)

午後1時30分 ~

場 所 第1委員会室

1 開 議

2 議案審査

(1) 第65号議案 平成25年度亀岡市病院事業会計補正予算(第2号)

【市立病院管理部】

(2) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)所管分

(3) 第59号議案 平成25年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(4) 第52号議案 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

(5) 第75号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【環境市民部】

(6) 第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算所管分(第5号)

(7) 第62号議案 平成25年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

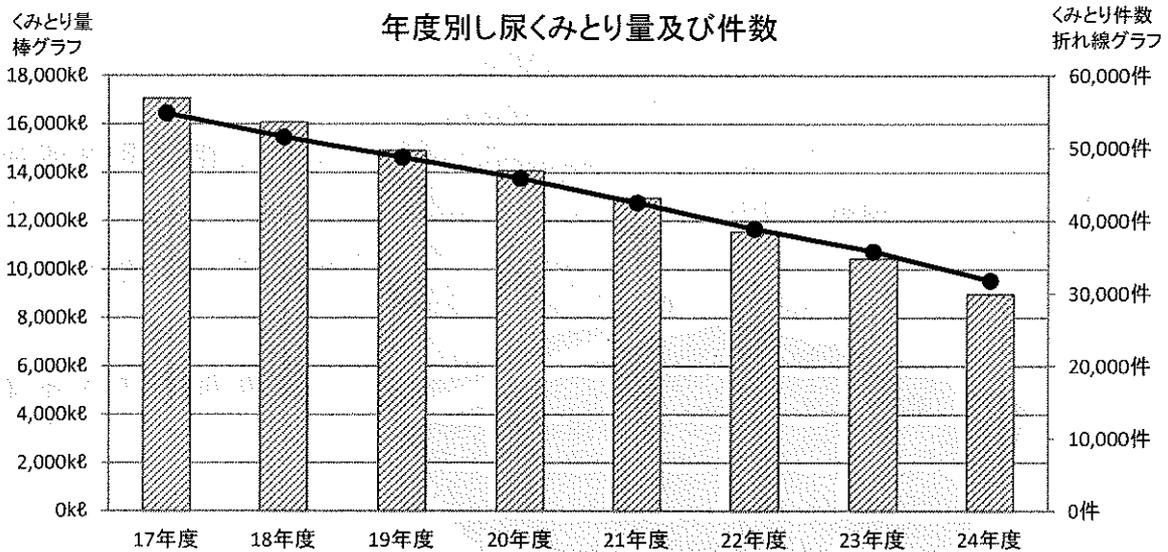
【健康福祉部】

3 討 論~採 決(補正予算等)

4 委員長報告の確認(補正予算)(3/10日 AM10:00~)

「し尿くみとり手数料の見直し」について

①し尿くみとり件数とくみとり量の状況



平成年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
くみとり件数	54,839件	51,560件	48,787件	45,909件	42,533件	38,944件	35,826件	31,837件
月平均件数	4,570件	4,297件	4,066件	3,826件	3,544件	3,245件	2,986件	2,653件
くみとり世帯数	7,276戸	6,534戸	6,192戸	6,087戸	5,788戸	5,550戸	5,318戸	5,041戸
くみとり量	17,066kℓ	16,084kℓ	14,918kℓ	14,090kℓ	12,964kℓ	11,580kℓ	10,453kℓ	8,996kℓ
前年度比	94%	94%	93%	94%	92%	89%	90%	86%

東別院町・西別院町・畑野町及び篠町一部地域におきましては、下水道等の計画区域外で、今後でもくみとりが必要となりますが、公共下水道や農業集落排水等の普及地域においては、くみとり世帯の点在化がさらに進む傾向にあります。

なお、くみとり世帯数は、し尿くみとり登録台帳に登録されている世帯数です。

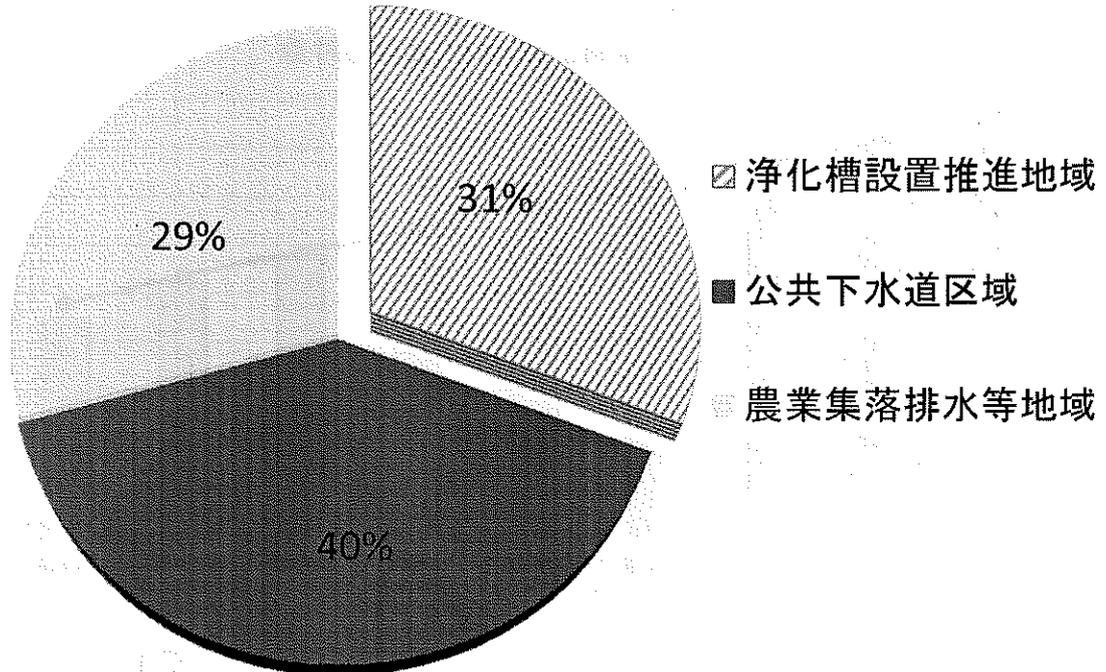
②し尿くみとり手数料とし尿収集経費の年度別状況

(単位：千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
し尿くみとり手数料	206,693	194,912	180,886	170,829	157,507	140,746	127,174	109,854
し尿収集経費(千円)	212,625	206,090	192,753	188,158	181,378	160,652	153,221	137,050
1戸当たりの経費	12円	12円	12円	13円	13円	13円	14円	15円
18戸当たりの経費	224円	230円	232円	240円	251円	249円	263円	274円

③くみとり世帯の中での下水道区域の状況(平成24年度)

下水道区域と区域外でのくみとり世帯の割合



くみとり世帯数及び件数と量 (平成25年3月31日現在)

区分	地区名	くみとり世帯数	くみとり件数	くみとり量
浄化槽設置推進地域	東別院町	312戸	1,847件	569,639ℓ
	西別院町	163戸	974件	449,403ℓ
	畑野町	938戸	7,949件	2,207,104ℓ
	篠町(王子唐櫃越)	134戸	1,120件	253,374ℓ
	小計	1,547戸	11,890件	3,479,520ℓ
公共下水道区域	亀岡地区	249戸	1,532件	307,398ℓ
	曾我部町	596戸	3,556件	1,027,229ℓ
	吉川町	143戸	685件	118,633ℓ
	禰田野町	445戸	3,975件	953,713ℓ
	大井町	80戸	579件	281,697ℓ
	千代川町	293戸	1,364件	407,151ℓ
	篠町(王子唐櫃越以外)	174戸	1,016件	191,212ℓ
	東つつじヶ丘	35戸	119件	26,148ℓ
	西つつじヶ丘	4戸	26件	4,140ℓ
	南つつじヶ丘	0戸	0件	0ℓ
	小計	2,019戸	12,852件	3,317,321ℓ
農業集落排水等	本梅町	188戸	647件	215,042ℓ
	宮前町	231戸	843件	236,491ℓ
	東本梅町	39戸	65件	13,471ℓ
	馬路町	270戸	1,673件	499,211ℓ
	旭町	171戸	764件	247,958ℓ
	千歳町	257戸	1,584件	574,197ℓ
	河原林町	157戸	600件	230,298ℓ
	保津町	162戸	465件	84,296ℓ
	小計	1,475戸	6,641件	2,100,964ℓ
合計	5,041戸	31,383件	8,897,805ℓ	

④きめ細やかな料金体系にした、その効果とは何か？

現行のし尿くみとり手数料は、従量料金を18ℓ単位で規定しているため、18ℓ未満の量を18ℓに切り上げて算出していますが、従量料金を18ℓ単位から1ℓ単位に変更することで、よりきめ細やかな料金体系とし、利用者の負担の公平性を図ることが可能となります。

種別	取扱区分	手数料	
		現行	見直し案
し尿	(1) 従量制	18リットルにつき (18リットル未満は18リットルとみなす。)	1リットルにつき
		210円	15円

平成26年3月市議会定例会

環境厚生常任委員会

(一般会計予算資料)

環境市民部保険医療課

国の医療保険制度の見直しに伴う
京都府の老人医療給付制度（マル老）に係る臨時特例事業について

1 臨時特例事業の概要

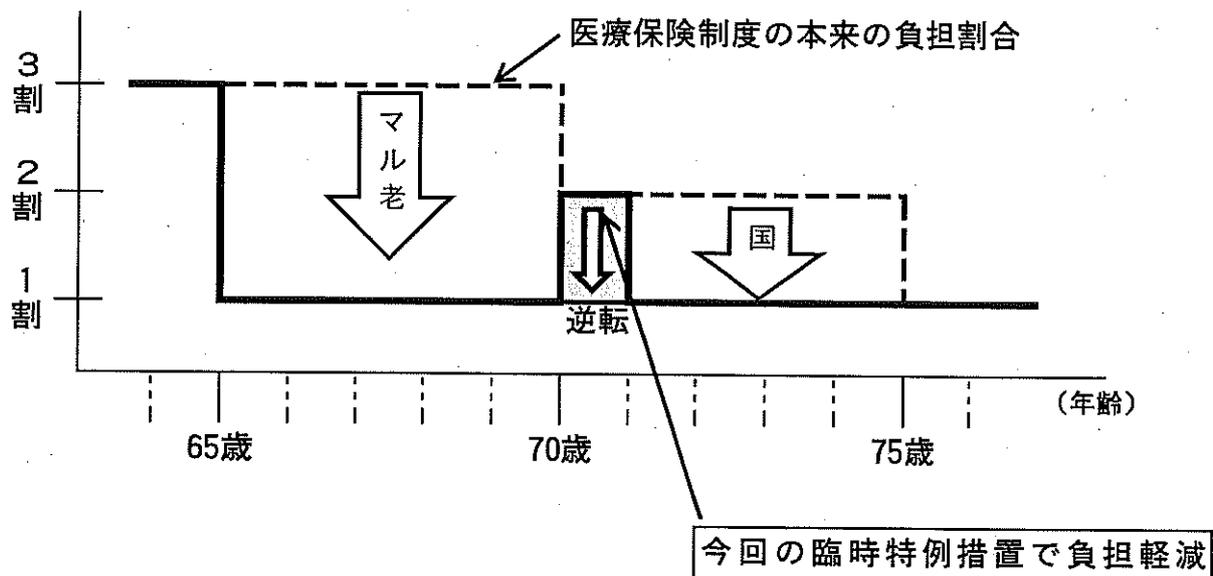
実施時期	平成26年4月からスタート（1年限り）
制度内容	◇ 対象者：マル老の要件に合致しており、平成26年度中に新たに70歳になる人 ◇ 窓口負担：1割に軽減（本来2割） ◇ 事業主体：市町村 ◇ 費用負担：京都府10/10

2 実施の理由

平成25年12月24日に、国が70から74歳の医療費窓口負担を2割とする見直しを決定したことにより、京都府の老人医療給付制度利用者（窓口負担1割）との間で負担割合の「逆転現象」が生じることから、これを回避するため実施

3 「逆転現象」のイメージと臨時特例措置（平成26年度）

（窓口負担割合）



<参考>

◇国における制度見直しの状況

- 70から74歳の医療費窓口負担について、以下のとおり見直し
 - ・ 窓口負担割合：1割 → 2割（現役並み所得者は3割）
 - ・ 実施時期：平成26年4月

◇京都府の老人医療給付制度（マル老）の概要

対象年齢	65歳から69歳	
窓口負担	1割（現役並み所得者は3割）	
所得制限	◇ 一般世帯：老齢福祉年金の所得制限額準用 ◇ 特別世帯：所得税非課税世帯	
事業費負担	亀岡市：1/3	京都府2/3

平成26年3月市議会定例会

環境厚生常任委員会

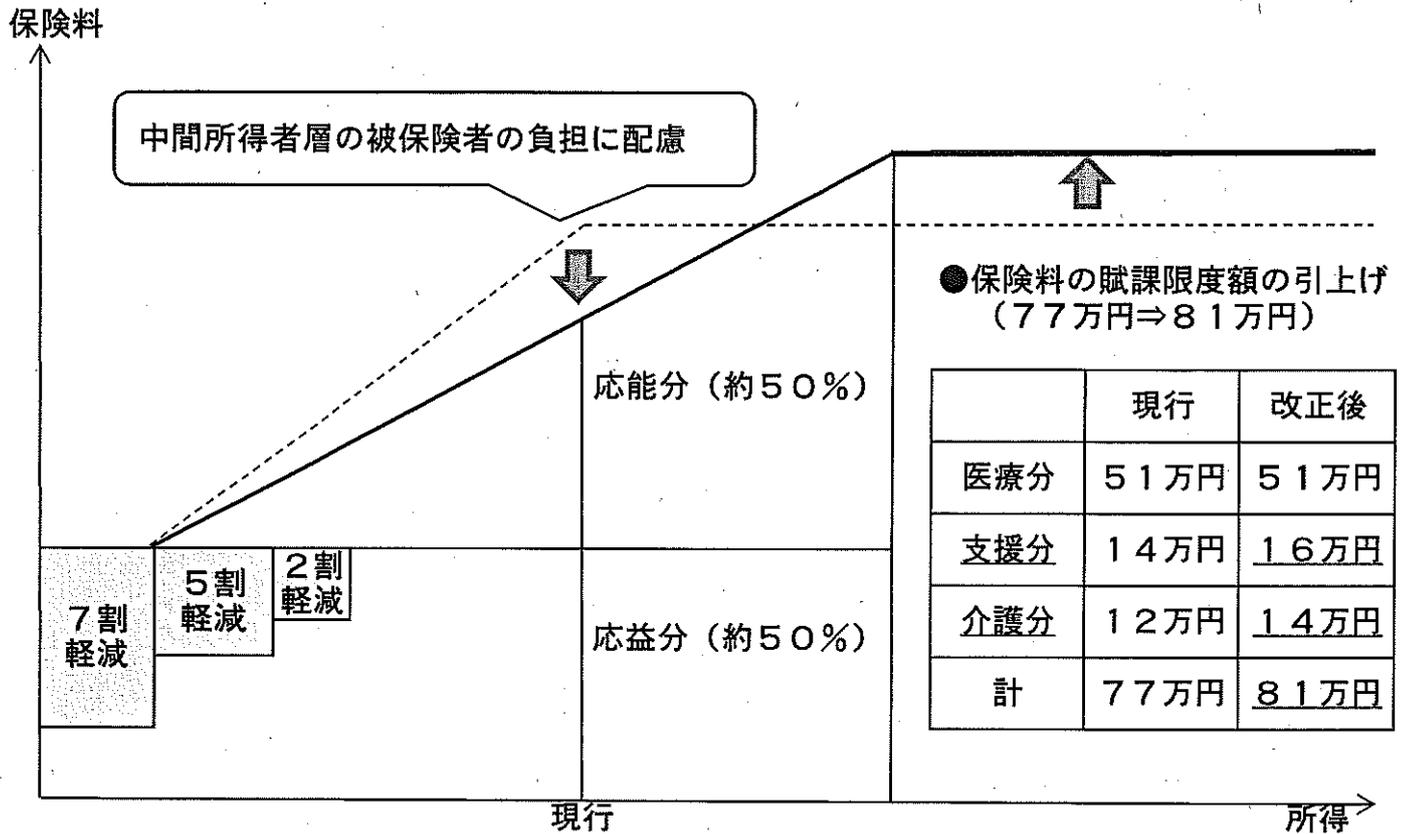
(国保条例の一部改正資料)

環境市民部保険医療課

【保険料の賦課限度額について】

○国民健康保険料は、政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定している。

○賦課限度額の引上げにより、中間所得者層（低所得者層を対象とした均等割・世帯割の法定軽減に該当する所得を超え、賦課限度額に到達するまでの所得者層）の負担軽減を図る効果が見込まれる。



参考：平成25年度 国民健康保険料率

区分	所得割額	均等割額	平等割額	最高限度額
医療分 (医療給付費分)	加入者の基礎控除後の総所得金額の 8.10%	加入者1人につき 25,000円	1世帯につき 21,000円	510,000円
支援分 (後期高齢者支援金分)	加入者の基礎控除後の総所得金額の 1.9%	加入者1人につき 6,500円	1世帯につき 5,500円	140,000円
介護分 (介護納付金分)	対象者の基礎控除後の総所得金額の 2.40%	対象者1人につき 8,500円	対象者がいる世帯につき 5,000円	120,000円

※基礎控除後の総所得金額とは、その世帯の加入者ごとの総所得金額から、それぞれ33万円（基礎控除）を控除した後の額です。

【保険料＝所得割額＋均等割額＋平等割額】

保険料は、医療分と支援分、介護分があり、それぞれの区分ごとに算出し、3つをあわせたものが1年間の保険料となります。介護分は、40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）が対象となります。

【賦課限度額の推移】

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
医療分	国基準	47万円	47万円	50万円	51万円	51万円	51万円	51万円
	亀岡市	47万円	47万円	50万円	51万円	51万円	51万円	51万円
支援分	国基準	12万円	12万円	13万円	14万円	14万円	14万円	16万円
	亀岡市	12万円	12万円	13万円	14万円	14万円	14万円	
介護分	国基準	9万円	10万円	10万円	12万円	12万円	12万円	14万円
	亀岡市	9万円	10万円	10万円	12万円	12万円	12万円	

【限度超過世帯等の推移（当初賦課時）】 ※H26は、H25.10月末時点で試算

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
国保世帯数		13,239	13,334	13,458	13,580	13,725	13,934	13,806
医療分	限度超過世帯	299	266	177	229	227	218	216
	比率	2.26	1.99	1.32	1.69	1.65	1.56	1.56
支援分	限度超過世帯	357	321	202	160	166	160	120
	比率	2.70	2.41	1.50	1.18	1.21	1.15	0.87
介護分	限度超過世帯	380	263	208	197	186	171	112
	比率	5.58	3.94	3.10	2.87	2.72	2.56	1.69

参考：保険料の計算例（家族3人加入の場合）

		平成25年中の総所得	賦課基準所得（総所得-33万円）
世帯主	50歳	7,440,000円	7,110,000円
配偶者	48歳	無	0円
子	20歳	無	0円
合計			7,110,000円

■医療分の保険料

所得割額 711万円×8.10% = 575,910円
 均等割額 3人×25,000円 = 75,000円
 平等割額 21,000円
 671,910円 ⇒ 510,000円

■支援分の保険料

所得割額 711万円×1.90% = 135,090円
 均等割額 3人×6,500円 = 19,500円
 平等割額 5,500円
 160,090円 ⇒ 140,000円
 現行
 改正後
 160,000円

■介護分の保険料

所得割額 711万円×2.40% = 170,640円
 均等割額 2人×8,500円 = 17,000円
 平等割額 5,000円
 192,640円 ⇒ 120,000円
 現行
 改正後
 140,000円

■保険料合計（年間保険料）

医療分+支援分+介護分 = 現行 770,000円 ⇒ 改正後 810,000円

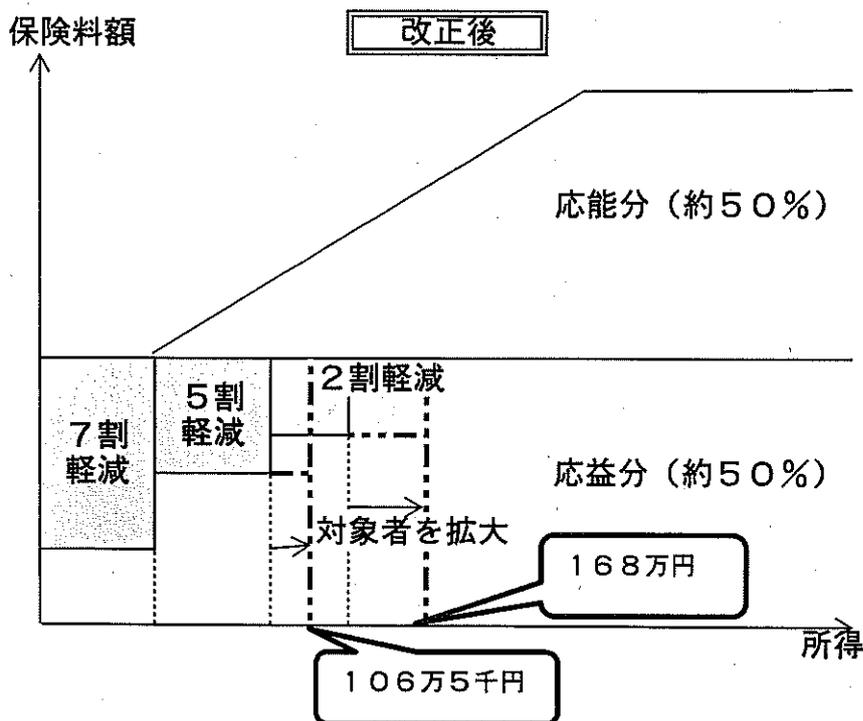
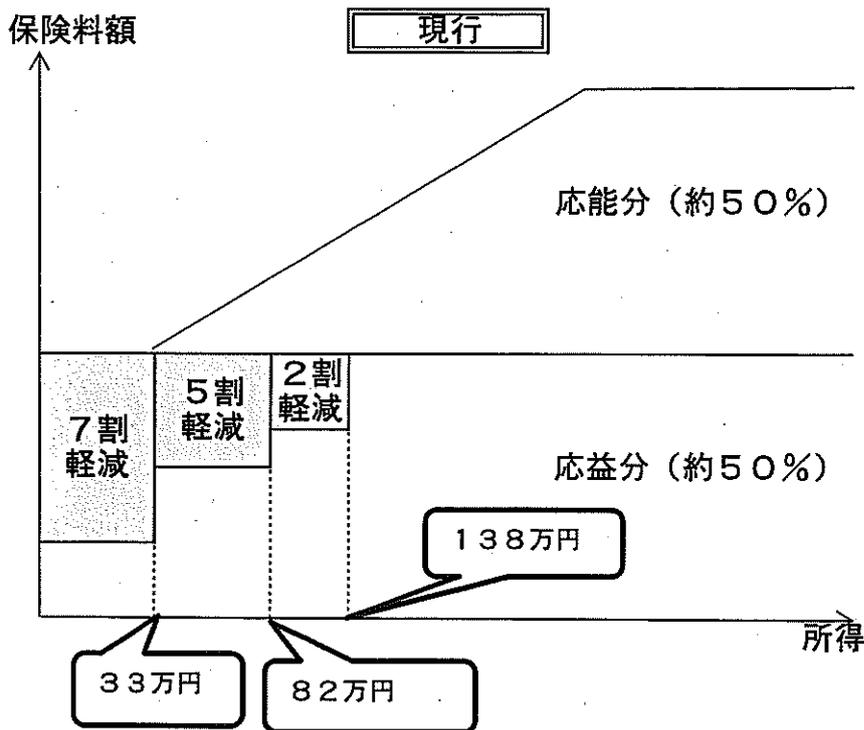
【低所得者の保険料負担の軽減について】

○国民健康保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大する。

【具体的な内容】

- ① 5割軽減の拡大……軽減対象者に世帯主を含める。
 (現行) $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$
 (改正後) $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$
- ② 2割軽減の拡大……軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 (現行) $33\text{万円} + 35\text{万円} \times \text{被保険者数}$
 (改正後) $33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保険者数}$

※三人世帯の場合



参考：保険料の計算例（家族3人加入の場合）

		平成25年中の総所得	賦課基準所得（総所得-33万円）
世帯主	50歳	1,740,000円（給与収入）⇒1,044,000円（給与所得）	714,000円
配偶者	48歳	無	0円
子	20歳	無	0円
合計			714,000円

■医療分の保険料

所得割額	71万4千円×8.10% ÷	57,830円
均等割額	3人×25,000円 =	75,000円
平等割額		21,000円
		<u>153,830円</u>

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

所得割額	57,830円
均等割額	60,000円
平等割額	16,800円
<u>134,630円</u>	

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

所得割額	57,830円
均等割額	37,500円
平等割額	10,500円
<u>105,830円</u>	



■支援分の保険料

所得割額	71万4千円×1.90% ÷	13,560円
均等割額	3人×6,500円 =	19,500円
平等割額		5,500円
		<u>38,560円</u>

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

所得割額	13,560円
均等割額	15,600円
平等割額	4,400円
<u>33,560円</u>	

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

所得割額	13,560円
均等割額	9,750円
平等割額	2,750円
<u>26,060円</u>	



■介護分の保険料

所得割額	71万4千円×2.40% ÷	17,130円
均等割額	2人×8,500円 =	17,000円
平等割額		5,000円
		<u>39,130円</u>

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

所得割額	17,130円
均等割額	13,600円
平等割額	4,000円
<u>34,730円</u>	

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

所得割額	17,130円
均等割額	8,500円
平等割額	2,500円
<u>28,130円</u>	



■保険料合計（年間保険料）

医療分+支援分+介護分=

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

202,920円

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

160,020円



参考：保険料の計算例（家族3人加入の場合）

		平成25年中の総所得	賦課基準所得（総所得-33万円）
世帯主	50歳	2,640,000円（給与収入）⇒1,668,000円（給与所得）	1,338,000円
配偶者	48歳	無	0円
子	20歳	無	0円
合計			1,338,000円

■医療分の保険料

所得割額 $133万8千円 \times 8.10\% = 108,378円$
 均等割額 $3人 \times 25,000円 = 75,000円$
 平等割額 $21,000円$

現行の所得基準では

軽減対象世帯ではないため

所得割額 108,370円
 均等割額 75,000円
 平等割額 21,000円
204,370円

改正後の所得基準では

2割軽減対象世帯となるため

所得割額 108,370円
 均等割額 60,000円
 平等割額 16,800円
185,170円



■支援分の保険料

所得割額 $133万8千円 \times 1.90\% = 25,422円$
 均等割額 $3人 \times 6,500円 = 19,500円$
 平等割額 $5,500円$

現行の所得基準では

軽減対象世帯ではないため

所得割額 25,420円
 均等割額 19,500円
 平等割額 5,500円
50,420円

改正後の所得基準では

2割軽減対象世帯となるため

所得割額 25,420円
 均等割額 15,600円
 平等割額 4,400円
45,420円



■介護分の保険料

所得割額 $133万8千円 \times 2.40\% = 32,112円$
 均等割額 $2人 \times 8,500円 = 17,000円$
 平等割額 $5,000円$

現行の所得基準では

軽減対象世帯ではないため

所得割額 32,110円
 均等割額 17,000円
 平等割額 5,000円
54,110円

改正後の所得基準では

2割軽減対象世帯となるため

所得割額 32,110円
 均等割額 13,600円
 平等割額 4,000円
49,710円



■保険料合計（年間保険料）

医療分+支援分+介護分=

現行の所得基準では

軽減対象世帯ではないため

308,900円

改正後の所得基準では

2割軽減対象世帯となるため

280,300円

